

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年1月26日（平成28年（行個）諮問第13号）

答申日：平成28年7月13日（平成28年度（行個）答申第63号）

事件名：本人が苦情を申し出た事案に関して特定行為を判断できた時点について嘘をついている事実が記載された文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書9に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、中部運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成24年7月31日付け中運総総第146号の2による不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、文書9の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

整備事業者は特定年月日C事情聴取時に特定年月A車検フロント及びリアパットは交換しなかったと認めた。

決裁文書「特定事業者にかかる対応について」の中で、フロントパット未交換を判断できた時点を事業者から報告のあったのは4月21日としているのは意図的な月日の改ざんである。

##### （2）意見書

ア 国土交通大臣は、処分庁が事業者に対し本件事案を民事事件で決着をつけろと指示をしたと報告させた。民事に介入させて違法行為の隠滅を謀った。

イ 諮問庁は、不都合な諮問事案を大臣・政務官に隠蔽している。

ウ 諮問庁は、諮問事件に関し内容に虚偽の記載がある理由説明書を作成して私に送付する違法行為を行った。

エ 処分庁は、違法・不法行為を行った職員がいるのを知っていながら法令に基づく措置をする責務を果たしていない。

オ 処分庁は、特定年月日 C 書類調査を適正に処理せずに事情聴取では事業者の言い分を鵜呑み。

カ 天下り O B（特定協会専務理事 M，元支局長，中部運輸局自動車交通部旅客第一課長）は、事業者社長の要請を受け、O B の威力を悪用し事案の情報を入手した。専務理事は事業者に対し内容に虚偽の記載がある処分庁特定年月日 G 付「報告書」及び特定年月日 J 付「報告書」を作成させて処分庁あて提出させた。処分庁は内容虚偽の改善報告を無視・黙殺した。

キ 処分庁は、事業者の違反事実（特定年月 B 車検時の不当請求，特定年月 A 車検時の契約不履行・架空請求・詐欺。虚偽の陳述（車両法 100 条違反，違反点数 60 点），概算見積書の未交付等違反，違反点数 6 点，指定整備記録簿の虚偽記載，違反点数 30 点）及び他のユーザーに対する違反事実（架空請求等）に対する措置を無視・黙殺している。

ク 処分庁は、特定年月日 I 付で特定事業者に対する処分に関しては特定事業者の違反事実（行政処分・事業停止）を改ざんして違反事実を文書警告とする警告書を発出した。

ケ 以上のことから、処分庁は事業者に対し事実を記載した報告書の提出指示。事業者に対し法令に基づく適正な行政処分（虚偽の陳述等）と適正な行政処分の公表をしていない。

処分庁は、行うべき義務を果たさずに役所と事業者の違法行為を隠蔽するために国民からの情報公開請求に対し行政文書不開示決定理由を法 8 条の規定を悪用する違法行為を繰り返している。

諮問庁が諮問できなかった事案 11 件を不当に放置してあるのは、諮問庁と処分庁の違法・不当行為を隠蔽し、諮問庁と処分庁が行うべき義務を果たしていない証拠書類である。

コ 特定事業者は、社長と社員の違法行為を認めて私に心から陳謝した。

諮問庁には、当該事案の情報公開請求が個人情報であることを理由に用いればこ奴（大臣，政務官）は見抜けないと値踏みする職員が存在する。

諮問庁と処分庁の職員が違法・不当行為を繰り返しているのは明らかであるにもかかわらず、国土交通大臣，自動車局局長，中部運輸局長は、当該職員の監督責任を放棄している事実を認めて私に陳謝せよ。

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し別紙の 1 に掲げる文書 1 ないし文書 10 に記録された保有個人情報の開示を求めて行われたもの

である。

- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、文書 1、文書 3 及び文書 6 に対して、開示決定を行った。

また、文書 2、文書 7、文書 8 - 1 及び文書 9 については、開示請求書の記載事項では開示請求に係る保有個人情報の特定ができないため、法 13 条 3 項の規定に基づき審査請求人に補正を求めたものの、審査請求人からの回答では開示請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、文書 4、文書 5 及び文書 10 については、これを保有していないため、文書 8 - 2 については、保有個人情報としての記載がないことから不開示決定（原処分）を行った。

- (3) 原処分を受け、審査請求人は、原処分を取り消し、文書 9 の開示を求め審査請求を行ったものである。

## 2 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、別紙の 1 に掲げる文書 9 における文書特定について不服を述べていると解されることから、以下、その点について検証する。

### (1) 文書 9 について

処分庁によると、文書 9 は、平成 19 年 4 月 6 日付けで総務省三重行政評価事務所から送付された事務連絡「行政相談連絡票」に対する平成 19 年 5 月 16 日付け事務連絡「特定事業者にかかる行政評価事務所への回答について」が考えられたが、同文書には、嘘をついている事実の記録はなく、特定事業者から報告があったのは 4 月 21 日ではなく 5 月 22 日であることから、審査請求人に対し、上記補正がなされた場合、別紙の 2 の文書⑨を開示することが可能である旨教示し、法 13 条 3 項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。

同補正の求めに対し、上記補正を求めた部分について補正がなされなかったため、不開示決定を行ったと説明する。

相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、開示請求書の不備が補正されないとして、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行ったことは妥当であるとする。

### (2) 口頭意見陳述について

審査請求人より、口頭意見陳述の申し立てがあったため、申立人に対して口頭で意見を述べる機会を設けた。口頭意見陳述による主張はおおむね以下のとおりである。

ア 私は何も言うことはありません。参考人の意見陳述を聞きたい。

イ 開示請求をすると虚偽記載はない。質問書を出しても回答がない。

補正書を書いてこいと言われ、補正書に回答しなかったら、不開示にされる。

## 3 結論

以上のことから、保有個人情報を特定できないとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った原処分は妥当であると考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月16日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年6月20日 審議
- ⑤ 同年7月11日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書1ないし文書10に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、文書9について、本件の開示請求書に記載された文書名では本件請求保有個人情報（請求文書）の特定が不十分であるとして補正通知を送付して文書特定を求めたが、審査請求人からの回答では本件請求保有個人情報の特定ができず開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分を取り消し、文書9に記録された保有個人情報に該当する保有個人情報の開示を求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

##### 2 原処分の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、開示請求書の記載では開示を求める本件請求保有個人情報（請求文書）が特定できないと判断した経緯・事情等について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

##### ア 文書9について

開示請求書には、審査請求人が開示を求める文書9について、具体的な文書名が記載されている外、文書の内容に「嘘をついている事実」などという条件が付されている。当該条件がなければ、保有している別紙の2に掲げる文書⑨が対象文書に該当するが、審査請求人が開示を求めているのは、文書⑨とは別の当該条件が付された文書であると考えられたので、いずれか確認するため、文書⑨であれば開示可能である旨教示して補正を求めた。しかしながら、審査請求人から回答が得られなかったため、文書特定ができないと判断した。

なお、当該文書の原文にある「特定事業者から報告があったのは、4月21日」は、「5月22日」の誤記であり、このことは、補正

通知書で審査請求人に知らせている。

イ 特定事案に関する文書の保有状況について

特定事案は、もともと、審査請求人と特定事業者との間にトラブルが生じたことに端を発し、審査請求人が三重運輸支局や総務省の行政評価事務所に苦情相談を行った事案である。

特定事案の関係文書については、過去に審査請求人が何度も開示請求を行っており、中部運輸局において保有する別紙の2に掲げる文書⑨についても、別件開示請求により審査請求人に開示済みである。また、過去に審査請求の対象となったことなどの経緯から、数次にわたり、特定事案の関係文書の徹底的な探索が行われており、文書⑨と同一名称の別の文書を保有していないことは、確認済みである。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

ア 諮問庁は、上記(1)アのとおり、審査請求人が開示を求める文書9には、特定の条件が付されていて、文書⑨とは別の文書と考えられたので、確認のため補正を求めたが、審査請求人から回答が得られなかったため、文書不特定と判断した旨説明する。

イ また、諮問庁は、文書⑨については、既に別件開示請求により審査請求人に開示済みであり、さらに、これら文書と同一名称の別の文書を保有していないことは、徹底した探索によって確認している旨説明する。

ウ 本件開示請求書をみると、文書9については、具体的な文書名に特定の条件が付加されているところ、上記諮問庁の説明からすると、審査請求人は、既に開示を受けて入手済みの文書名を自ら示しつつ、あえてこれらの文書に特定の条件を付け加えているものと認められる。そうすると、本件開示請求において審査請求人が開示を求める文書9は、中部運輸局において保有する文書⑨ではなく、それとは別の文書であることは明らかである。

そして、文書⑨と同一名称の別の文書を保有していないことについては、徹底した探索によって確認されているのであるから、中部運輸局において、文書9を保有しているとは認められない。

したがって、文書9に記録された保有個人情報の開示請求につき、形式上の不備があるとして不開示とした原処分については、不存在による不開示決定をすべきであるが、原処分を取り消して再度不開示決定をする実益はないので、結論において妥当である。

3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約3年5か月を経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、本件請求保有個人情報の不開示理

由からしても、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、中部運輸局において本件請求保有個人情報を保有しているとは認められないので、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）

部品出庫伝票により判断できるのに平成19年5月22日特定事業者幹部が特定年月A車検時にフロント及びリアパットを交換しなかったことが「パット部品製造ロット番号により判断できた」と嘘の報告をした

文書1 特定事業者作成文書 特定年月日E付け「審査請求人様面談結果」

審査請求人に対しては走行距離とフロントパット残量を改竄、三重運輸支局に対しては事情聴取の際に部品出庫伝票を提出して嘘の主張をした特定事業者の聴取内容を記載した文書

文書2 「特定事業者からの事情聴取内容」

嘘をつかないAが審査請求人に対し電話報告をした嘘をついた特定事業者を指導した内容を記載してある文書

文書3 特定年月日D付けFAX文書「行政相談について」及び別紙「審査請求人回答」

三重運輸支局に対し嘘をついた事業者を指導した事実を三重運輸支局より4月16日付けで三重行政評価事務所に「審査請求人回答」と同じ内容で文書により回報した文書

文書4 「行政相談連絡の回答について（但し、文書名は特定できない。）」

三重行政評価事務所の決裁文書「苦情処理票」のなかで、平成19年4月16日付けで三重行政評価事務所より三重運輸支局に処理状況の確認が行われたと明記してある

文書5 処理状況の確認が行われた際の行政文書及びその際の確認内容等を記載してある行政文書

嘘をつかないBが審査請求人に対し電話報告をした嘘をついた特定事業者を指導した内容を記載してある

文書6 平成19年4月16日付け「自動車ユーザー相談事案受付記録簿」

事情聴取の際に三重運輸支局に対し嘘「特定年月A車検時にフロントは交換したリアパット代金は不正請求していない」をついた特定事業者を指導した特定年月日F付け三重行政評価事務所に嘘の回答をさせた三重運輸支局決裁文書

文書7 平成19年5月16日付け「行政相談連絡の回報について」

不正請求をした事業者は中部運輸局の公示文書「自動車整備事業者に対する行政処分等の処分基準について」にもとづく自動車分解整備事業にかかる違反事項「概算見積書の未交付等」、「点検整備料金の過剰請求」に抵触した事実を三重運輸支局が認めたことを記載してある

文書 8-1 「特定事業者の架空整備にかかる対応について」

文書 8-2 中部運輸局長が公示文書「行政処分等の処分基準について」により不正請求等をした指定整備事業者に対し認証事業者の行政処分、及び指定事業者の行政処分をしたことを記載してある行政文書

三重運輸支局四人の幹部がフロントパット未交換を判断できた時点を事業者から報告があった4月21日と嘘をついている事実を記載してある

文書 9 決裁文書「特定事業者にかかる行政評価事務所への回答について」

三重運輸支局四人の幹部がフロントパット未交換を判断できた月日を4月21日、特定年月日E、5月22日とするのは嘘。

文書 10 未交換を判断できた本当の月日について中部運輸局長から審査請求人宛特定年月日H迄に回答した文書

## 2 中部運輸局において保有している文書

文書① 特定年月日E付け「審査請求人様 面談結果」

文書② 特定事業者からの事情聴取内容

文書③ 特定年月日D付けFAX文書「行政相談について」及び別紙「審査請求人回答」

文書⑥ 平成19年4月16日付け「自動車ユーザー相談事案受付記録簿」

文書⑦ 平成19年5月16日付け「行政相談連絡の回報について」

文書⑧-1 「特定事業者の架空整備にかかる対応について」

文書⑧-2 特定年月日I付け中運技整第106号「警告書」

文書⑨ 「特定事業者にかかる行政評価事務所への回答について」